

丹波亀山深海氏二題

四八四

西村 隆

一 集書会社

明治六年（一八七三）、集書院が京都三条高倉の地に開設された。集書院は、江戸時代の貸本屋と今日の公共図書館との中間形態といわれている。その前年には、村上勘兵衛、大黒屋太郎右衛門らによって集書会社^①が設立され、集書院の運営に携わった。これらについては、すでに竹林忠男氏らの研究がある^②。

集書会社については、京都以外に伏見、淀、綾部、園部にも分社が計画されたことが知られており、伏見、淀については設置場所も判明する^③。また、丹波亀山、当時はすでに改名して亀岡^④、にも集書会社設立の動きがあったことが『京都新聞』明治五年七月の記事をもって紹介されている^⑤。

今改めてその記事を掲げると以下のとおりである^⑥。

○亀岡書館

当府御管下丹州亀岡ニ於テ、士族村越氏ノ触下杉山巖入

江広運二氏社ヲ結ヒ、集書館ヲ建ラレ、僻邑ノ人民ヲ開化

ニ進入セシメントス其規則等ハ当地集書会社ニ同シ、館前ニハホラブ、ヲ

ンプヲ立、ホラブハ赤地ニ集書会社ト墨書シタリ

亀岡の集書会社については、これまで右記の新聞記事以外には知られていなかったが、『新修亀岡市史』編纂の過程でそれを裏付ける史料が発見されていることが判明したので、京都府の図書館史の一史料として紹介するものである^⑥。

全文は次のとおりである^⑥。

演 述

一 今般集書会社。取開候ニ付而者。和漢。西洋。翻訳ノ書。内外新聞ニ至る迄。追々取寄せ。読書便宜之為め。貸本。并売本等々備置可申候間。四方之諸君。左之条例を以て。偏く来読せられんことを冀ふ。

一 読書望之方ハ。一日。或ハ二字二字之検閲を乞ふ人ハ。二銭二厘を差出され候へ者。可為随意事

一 貸本之義ハ。各自宅ニ持帰り読んと乞ふ人ハ。必ず書籍の

元価を納れ。期日相当の見料を。可被致社納候事

一 小学校専用の書類。和漢。西洋。翻訳の書籍等ハ。求丈ケ

廉価を以て。売捌候間。多少二不拘。当社え御申聞被下度候

一諸家所蔵の書籍。売捌度望の向ハ。其書の価を記載し。

被差出候所之。証券を出し預り置。売払可申候。其売高の内。壹割当社へ可致取納候事

一開場時限ハ。朝第八字より。夜第十字迄の間と。相定候事

丹波桑田郡第二区余部村元河原町

明治五壬申七月

亀岡集書会社

入江広運

杉山 巖

深海鑑水

発起人として、入江広運・杉山巖の名を見ることができ、『京都新聞』の記事を裏付けるとともに、より具体像を知ることができる。『京都新聞』では、「其規則等ハ当地集書会社ニ同シ」としているが、比較のため京都集書会社等の規則類を意識略記すると以下のとおりである。

明治五年一月の「集書会社基本」の「規則」^⑦

- (1) 出資金は、一人銀一円
- (2) 出資者へは、鑑札を発行し随時の閲覧を許す。貸出しには、書籍原価の預入れが必要
- (3) 貸出期限は書籍のページ数に応じて設定し、延滞の場合は書籍の原価での買取りを要すること
- (4) 鑑札のない場合も、月に銭二百文にて閲覧が可能。原価と期日相当の閲覧料で貸出しも可能
- (5) 書籍の社納に対しては、社から対価を支払うこと

史料紹介 丹波亀山深海氏二題

- (6) 紛失、破損に対しては、軽重に応じて補償金が必要
 - (7) 書籍の購入や取次ぎにも応じること
- 明治五年四月口上書の別紙「会社仮規則」A^⑧

- (1) 「官版新刻之書并原書翻訳古今之書類且内外新聞等」を備えること

- (2) 閲覧希望者は、原価に応じた閲覧料を納めること
 - (3) 書籍の持出し禁止
 - (4) 会社への預置き書籍の販売は、売上代金の一割を納入すること
 - (5) 規則等は追って改正の可能性があること
- 明治五年四月口上書の別紙「会社仮規則」B^⑨
- (1) 「官版新刻ノ書并ニ原書翻訳古今ノ書類且内外新聞等」を備えること

- (2) 会社への預置き書籍の販売は、売上代金の一割を納入すること
- (3) 閲覧料は、一ヶ月一朱で鑑札を発行。鑑札のない場合も「一日或ハ一字二日間ノ検閲ヲ望ム方ハ二銭」
- (4) 営業は、朝六時から夜一〇時まで
- (5) 書籍の持出し禁止

明治五年五月四日の口上書^⑩

閲覧料は「一日或ハ一字ニテモ銭」「一ヶ月壹朱」

明治六年五月「集書院略則」^⑪

- (1) 集書院は集書会社が運営すること
- (2) 閲覧料は、時間にかかわらず一回一銭五厘の通券を要すること
- (3) 閲覧用通券は、小学校及び各区戸長においても販売すること
- (4) 五月一五日開場。営業は、午前八時から午後五時まで。門内通り抜けは、午前六時から午後六時まで
- (5) 門内の飲食は自由

四八五

「演述」に掲げられた亀岡集書会社の規則は、右記の京都集書会社、集書院の規則と比較すると以下の如くである。

第一項の書籍の種類は、集書会社仮規則A Bと同様

第二項の閲覧料は二銭二厘で、集書会社仮規則Bの二銭よりやや割高

第三項の貸出しに原価預け入れと期日相当の閲覧料が必要な点は、集書会社基本規則と同様

第四項で小学校用書籍の販売を掲げている点は、他と異なる。

第五項の書籍売上代金の一割納入は、集書会社仮規則A Bと同様

第六項の開場時間については、朝八時から夜一〇時までと集書会社仮規則Bに近似

亀岡集書会社の構想が京都集書会社側からの発案か、入江ら亀岡住民側からの発案であるのかは不明であるが、時期的に見ても、当然、京都集書会社の影響を受けているものと思われる。ただ、そのままの引き写しではなく、当地の事情を加えて改変を行ったものであろう。¹⁸⁾

特に、第四項の小学校用書籍については、ここに見える入江・杉山・深海三氏が明治五年一〇月に河原町の隣町である安町に設置された成章小学校設立にもかかわっていることと関係があると思われる。京都集書会社の設立者である村上勘兵衛、大黒屋太郎右衛門が学校教科書に関与したことは、前記竹林論文に述べられている。

亀岡集書会社発起人のうち、入江広運は、『篠村史』によれば、明治一〇年篠村の女紅場創設にかかわっている。¹⁹⁾ 杉山巖は、『南桑田郡誌』²⁰⁾ 丹波及丹波人』によると亀岡藩士にして書家であるが、奇人と評されたようである。父は長益、女に俳諧に長じた親枝がある。

「演述」では、彼ら二名に加えて深海鑑水の名を知ることができる。深海鑑水は、『南桑田郡誌』によると、亀岡河原町の人で、適齋・善左衛門とも称し、頼三樹三郎ら勤皇家を援助し、久美浜県大属となったとある。

また、同じく河原町に住し詩書画をよくした儒医深海皆山やその兄亀六の甥にあたるとしている。¹⁷⁾ 『丹波人物志』によると、没年は明治一五年（一八八二）三月二五日、六一歳。¹⁸⁾ 『南桑史蹟』では、其の父を深海龜年としている。¹⁹⁾

「演述」によると、集書会社の所在地が河原町であったことがわかり、深海氏の住所地である河原町に設置しようとしていたと思われる。

この亀岡の集書会社が実際に設立されて活動したことを示す史料は、現在のところ知られていない。『京都新聞』では、「ホラブ（＝フラッグ）、ランプ」を備えた施設が整備されていたような印象を受けるが、あるいは設立計画のみであったかもしれない。ただ、計画だけであったとしても、京都に隣接する地としてその動向に敏感で、早々に近代施設の導入を図ろうとした人々が亀岡にも存在したことがわかる。

亀岡においては、その後、京都府教育会の巡回文庫²⁰⁾などの利用はあったと思われるが、市立図書館が設立されるのは、昭和四二年（一九六七）のことである。²¹⁾

二 神電車

亀岡市文化資料館には、また、「神電車全形真図」（以下「全形真図」と略記）と称する一枚物の刷り物がある。本史料は市史編纂後の発見である。²²⁾

「全形真図」は、丹波亀山深海亀六源好綱の創意による「神電車」という水車の図とその紹介である。全文を記すと、以下のとおりである。²³⁾

神電車全形真図

名豊年車

一是神電車ナルモノハ、皇国赤県夷蛮ノ

間ニモ、千古以来未曾有ノ新器ニシテ畢竟

天壤間ニオヒテ、蛇足鶏肋トモ云ベキモノナラン

然ト雖モ、余十数年来苦心焦志シテ成就ス

ルトコロナレバ之ヲ捨ルモ亦惜ムベシ、故ニ今其真

形ヲ模写シテ以テ大方ニ問フ伏テ願クハ大方ノ

君子実物高覧ノ上、其功用ノ有無ヲ弁知シタ

マハゞ何幸如之 々々々々

天保十一庚子五月朔 鳩巢海亀謹識

此水、我思フ所へ引来テ、一切ノ事ニ活用スルコト、自由ナリ、

此水、車ヘカ、ルガ故ニ、車昼夜

ヲヤメズ回転スルナリ

(図省略)

丹波州亀山逸民 深海亀六源好綱創製

工匠 亀山安街 太郎兵衛

鍛冶 同街 太兵衛

ところで、國學院大學日本文化研究所編『河野省三記念文庫目録』²⁴⁾(以

下『河野目録』と略記)には、「神竜車内景真図」(以下「内景真図」と略記)

という右記と似通った書目が掲載されている。

『河野目録』によれば書誌事項は次のとおりである。

〔神竜車内景真図〕 室鳩巢著

刊一枚 内題「神竜車内景真図」一枚物 六九二×三六・三厘 刊

記「売弘所丹波亀山河原町菊屋嘉右衛門／執次所同国柏原本町田市輔
／同京都三条通東洞院東入町林喜兵衛」 奥書「庚子五月芒種 鳩巢再

識」「五月望 鳩巢逸民三識」²⁵⁾

國學院大學図書館にてこの「内景真図」を確認したところ、「全形真
図」「内景真図」の両者は一具をなすものであると判断できた。

「内景真図」の全文は、以下のとおりである。²⁶⁾

神竜車内景真図

一此車一旦仕掛オケバ聊人畜ノ力ヲカラス何程深キ止水ニテモ流水
／ニテモ高地へ挈揚テ数千町ノ田畦ヲ潤養スルコト自由ナリ又水
利少シモ／コレナキ高原高野ニテモ此器ヲ以テ水ヲ挈揚レバ新田
開発スルコト自由也

一別ニ機巧ヲ施シ車身ニ交錯シテ磨礮連機車ヲ造テ以米麦ヲ舂／キ
精糶トナシヌ如何ナル頑土堅石モ粉屑細末トナラサルハナシ又別
ニ一機ヲ施シ紡車ノ製ニ偽造シテ糸ヲヒカシムベシ数十条ノ糸ヲ
／一時ニ纏絡スルコト尤妙ナリ

一本朝天智紀ニ造水碓而冶鉄スト見ヘタリ又生鉄ヲ鍛煉スルコトモ
／見古ヘヨリ水力ノ人巧ヲ扶クルコト知ベキナリ近年銅鉄線ヲ製
スル／ニモ此器ヲ以テ自由ニスルコト尤妙トス

右外一切万条ノ事ニモ活用スル奇々妙々ノ珍談異説数十ヶ条／コレ
アルトモ余リ事シゲ、レバ此ニモラセリ尚面語ヲ期スト云爾

庚子五月芒種

鳩巢再識

一此鍛鎖ヲ以テ鍛鐘ヲ連続シ是ヲ以テ水ヲ汲ニ挈提シテ上ヘアケ外
へ噴出ス其水直ニ車ヘカ／カリテ車乃旋轉シテ水昼夜ヲヤメズア
ガルナリ自ラアゲタル水ニテ自ラ車ヲ旋轉スルコト是／誠ニ天授
神伝千金不伝ノ妙法極致斗南無双ト称スル所以ナリ

一高寸三四間或ハ五六間七八間ニテモ場所ニ応シテ何程高場ヘモ水ヲアクル様ニ製作ノスベキコトナリ○又一法澗底ノ細流ヲ挈提シテ嶺頭ニモ新田ヲ開クノ法アレドモ口授ノ対話ナラデハ筆紙ニ尽シカタシ

一価直ハ水アガリ凡三間斗ニ製作シテ代金■兩位ヨリ■兩位マデナリ工巧精粗トノ木材ノ美惡トニ依テ少々直ニ高下アルナリ其他水アガリノ高下ニ依テ価直ノ高下アルコト推シテ知タマウベシ

五月望

鳩巢逸民三識

此罐ヲ蝦籠ト名ク

此鎖ヲ蝦籠ト名ク

(図省略)

売弘所 丹波亀山河原町菊屋嘉右衛門

執次所 同国柏原本町 田市輔

同 京都三条通東洞院東入町林喜兵衛

「全形真図」と比較すると、「内景真図」には刊記がある点が異なっているが、両者はタイトルが類似し、四周単辺という形式や大きさもほぼ同一である。ともに中央やや下よりに神竜車の図を描き、その上部等に説明文を加える形をとっている。「全形真図」が神竜車の外観を描いているのに対し、「内景真図」はそこから水車と外覆いを取り去り内部の揚水機の仕組みを描いたものである。刊記が「内景真図」にのみ記されているのも、両者がセットであり「内景真図」が「全形真図」の後葉に当たるためである。

筆者深海亀六は、前記亀岡集書会社発起人の一人深海鑑水の一族深海

立助である。『河野目録』では、「内景真図」の著者「鳩巢」を江戸時代中期の儒学者室鳩巢としているが、これは誤りである。『南桑田郡誌』には、前記のように深海皆山の兄に亀六という頼山陽の門人があったことを紹介しており、「鳩巢」がその人である。深海立助は、『平安人物誌』嘉永五年版に、「源亀 字十明、号鳩巢同(丹) 亀山 深海立祐」と記されている。同書で「源亀」の隣に記されている「源克 字子復 号芙蓉同(丹) 亀山」同(深海) 謙蔵」は、前記深海皆山であり、「源克」は慶応三年版にもその名が記されている。

「内景真図」に売弘所として記されている「丹波亀山河原町菊屋嘉右衛門」については、亀山河原町とあり、同町に計画された前述の集書会社とのかかわりからも興味深いところであるが、詳細は判明しない。

執次所とある「田市輔」についても詳細は不明であるが、丹波柏原藩(現兵庫県丹波市)の人である。

同じく執次所とある「京都三条東洞院東入町林喜兵衛」は、幕末に京都三条通高倉西入に存在した文晝堂、林喜兵衛であろう。『京都書肆変遷史』では、安永年間(一七七二—一八〇)に三条高倉西入に創業し、二条東洞院西入に移って幕末ごろまで存続したとしている。

『河野目録』にはまた、『神竜車之図説』(以下『図説』と略記)という書目も掲載されている。

神竜車之図説 深海立助著 関鳩居画

刊一冊 外内題「斗南無双神竜車之図説」 袋綴 丁字引表紙

二九三×一八・六糎 跋「嘉永四年竜次辛亥二月望ノ山陰道丹波州亀山隠士ノ国華散人深海立助謹識」

本書は、『国書解題』にも掲載されているが、『国書総目録³³』や国文学研究資料館のデータベース「日本古典籍総合目録³⁴」では、国立国会図書館と京都大学、龍谷大学にのみ所蔵されている稀覯本となっている。ここに、『河野目録』によって、所蔵者を一つ追加することができる。さらに、京都府立総合資料館にも同書が所蔵されており、所蔵情報をもう一つ追加することができる。³⁵

『河野目録』本と総合資料館本は、内題以下の内容は同じであり、両者とも版面は墨付きの悪さから来る刷りむら等が目立つ。外形は多少相違があり、表紙は、前者が四つ目綴じ、後者が包背装で裏表紙に「天爵堂記」という朱印がある。総合資料館本の大きさは、三〇、九×一九、三cmで、『河野目録』本よりやや大きい。外題は、『河野目録』本では中央に打ちつけ書きであるのに対して、総合資料館本では「神竜車図説 全」とした題簽を表紙左肩に貼る。また、『河野目録』本には、本文等に朱点朱線がある。

構成は、本文と図及び跋からなる。

本文末尾には、

嘉永四年辛亥年二月

山陰道丹波州龜山隱士 国華散人深海立助謹識

とあり、次いで見開き五面の図を載せる。

第一図は、「³⁶神竜車全形真図」とあって、前記岡市文化資料館所蔵「全形真図」のタイトルと同様の名称を付けるが、前者の図では高さを強調しているかのような感を受けるのに対して、本図では水車が大きく描かれている。図中に、「丹波州龜山隱士 国華山人深海立助創意／工匠 太郎兵衛造之」と記す。第二図「神竜車を以て水を高地へ／掣提て数千／町之田面へ灌／漑て稲草を／植付る図」、第三図「神社仏閣之境内ニおいて／神竜車を以て蓮葉／形之水盤へ水を噴出／せしめ參詣シ諸

人之／盥漱に供する図」、第四図「神竜車を以て甘蔗を絞る図／又婦人垢衣を澣濯するの図」、第五図「神竜車を以て米麦を春く碓之図」には、いずれも「鳩居画」とある。

跋の前葉に、

丹波龜山安街工匠 太郎兵衛造之

跋の末尾に、

嘉永四年竜次辛亥二月望

山陰道丹波州龜山隱士

国華散人深海立助謹識

友人 関鳩居書

と記す。

『図説』の著者は、「全形真図」「内景真図」と同じ深海立助であり、ここでは国華散人を名乗っている。

工匠も、「全形真図」と同じ「太郎兵衛」であるが、「全形真図」にあった「鍛冶太兵衛」は記されていない。

図を描いた「関鳩居」という人物については不明であるが、「鳩巢」という深海立助の号との類似性から、立助と学究の同門の人物ではなかったかと推測される。

『図説』は嘉永四年（二八五二）の年記があり、「内景真図」天保十一年（一八四〇）から一一年後の出版と見られる。『図説』には刊記がないが、「内景真図」の文晔堂林喜兵衛は安永年間から幕末にかけての営業とされており、同じく河原町菊屋や文晔堂の出版ではないかとも推測される。³⁷

『図説』は、「神竜車」を紹介しその利用法を述べたもので、「全形真図」「内景真図」をさらに詳細にしたものである。すでに菊池俊彦氏によって翻刻も行われているが、その説くところはおおよそ次のようなものである。

神竜車を用いれば、水利のない高地にも水を引き新田開発が可能であること、湿田においても神竜車で水をくみ出すことにより乾田とできること、井泉に設置すれば濁水を排出して清水とできること、甘蔗絞りにおいて人畜の労力に代わること、精米麦に使用できること、寺社境内の水盤に水を自噴させることができること、家々の防火、洗濯、紡錘その他に効用があること等である。

『図説』によれば、立助が神竜車を発想したのは天保八年（一八三七）のことというが、その三年後に「全形真図」「内景真図」を出版し、さらに一年後に増補した『図説』を出版するという意図は何だったのだろうか。立助は、神竜車を「自ラアゲタル水ニテ自ラ車ヲ旋転スル」（「内景真図」）「自らあげたる水にて自ラ車を旋転する」（『図説』）という永久機関と考えていた。工匠・鍛冶の名を挙げてのことからすれば、実際に神竜車を作成したのであるが、永久機関の実現は不可能であるという現代の常識からすると、流水など外部エネルギーの補給なしでは動き続けることは不可能であることに気がついたはずである。それにもかかわらず、二度の出版を行った意図は図りかねる。そして、神竜車が実際に使用されたかも不明である。

深海家や書肆菊屋があり集書会社が計画された河原町は、亀山城下の西、丹後街道と篠山街道が分岐する地点である。そこは、街道を行きかう人々とともに、様々な情報の行きかう地点でもあったといえよう。

京都に近く、藩としても『史徴』などを出版した^⑧丹波亀山の地は、当地での出版技術が十分ではなかったとしても、大出版地である京都との関係は当然あったはずである。『新修亀岡市史』でも、市内に伝わる蔵書に捺された「丹州カメ山柳町嶋田屋」「亀山柳町嶋猪」「丹州亀山安町山家屋栄介助」など貸本屋のものと思われる蔵書印を紹介し、亀岡地域と

京都との書物の流通や文化的な関係を推定している。また、上層町人・農民層が、儒学や文芸のほか算学・天文学・医学などの実用書を含む多数の書物を所蔵していたことを紹介している^⑨。

亀山における江戸時代の書肆や出版事業は未だ明らかではないが、「全形真図」「内景真図」「図説」は、亀山での出版流通等に関する史料として紹介できるものであり、京都の書肆との関係や丹波国内での書肆ネットワークがうかがわれるものといえる。

以上、図書館の先蹤をなす集書会社と水車技術にかかわった深海氏に関係する二つの史料を紹介した。これらは、幕末から明治初期、京郊の地における書物文化にかかわる史料であるとともに、上層町人の文化的な活動の一端を示すものともいえよう。

史料の閲覧と掲載の許可をいただき、貴重なご教示ご助言をいただいた亀岡市文化資料館館長黒川孝宏氏、同館八木めぐみ氏、上甲典子氏、並びに、國學院大學図書館に深く感謝を申し上げます。

杉橋先生には、二回生の史料講読「吾妻鏡」以来、今日に至るまでご指導を賜っております。本来、ご指導をいただいた中世史の論文を執筆すべきところ、職業的な関心や本学図書館司書課程で非常勤講師を務めさせていただいたことなどから、図書館史や出版史に関する史料を取上げてみました。本格的な論考に至らず、史料紹介にとどまったことをお詫び申し上げます。

註

① 竹林忠男「集書院についての史的考察」『資料館紀要』二（京都府立総

- 合資料館、一九七三)。多田建次『京都集書院 福沢諭吉と京都人脈』(玉川大学出版部、一九九八)など
- ② 「京都府史」第一編別部図書類 集書院一件明治五年八月二十九日条(京都府立総合資料館所蔵)
- ③ 明治二年、伊勢亀山との混同を避け、亀山から亀岡と改称(亀岡市史編さん委員会『新修亀岡市史』本文編三、亀岡市、二〇〇四)一五ページ
- ④ 竹林熊彦『近世日本文庫史』(大雅堂、一九四三)、八四ページ
- ⑤ 『京都新聞』三三三(西京新聞社、一八七二)。句点は、筆者
- ⑥ 矢田家文書W1911(亀岡市文化資料館所蔵)。大きさは、二八、三×四〇、二cm。木版刷。改行、句読点は、原文のとおり。振り仮名、返り点は省略。
- ⑦ 『京都新聞』二八(一八七二年五月)。『京都府立京都図書館一覽』(京都府立京都図書館、一九〇九)九ページ、『近世日本文庫史』九五ページは、これを五月として引用する。
- ⑧ 「京都府史」第一編別部図書類 集書院一件明治五年四月
- ⑨ 『京都新聞』二八。これに続いて「フラフ(フフラッグ)ランプ」を備えた集書会社の図を載せる。
- 村上勘兵衛らの明治五年四月「乍恐奉願口上之覚」(『京都府史』『京都新聞』ほぼ同文)に記された「会社仮規則」は、A、Bのように内容が異なっており、注意を要する。『京都府立京都図書館一覽』五ページ、『京都府教育史』上(京都府教育会編集発行、一九四〇)三九三ページ、『近世日本文庫史』九一ページは、Bを引用する。
- また、「徳重文書」(京都府立総合資料館所蔵)には、Bとほとんど同文の「規則」に七ヶ条の「社則」を加えた五月の口上書が、五月四日の口上書の次に記されている(註①多田著八二ページ以下にも引用)。
- 註⑧
- ⑩ 「京都府史」第一編別部図書類 集書院一件明治六年五月
- ⑪ 分社については、設置の上申書で「是迄之通ノ規則」「本社同様之規則」としている(註②)。伏見集書会社については、明治五年一〇月、三木善成等七人によって大阪町に設立され、閲覧料一ヶ月二〇銭、朝八時から午後まで開館であったとの記述もある(『伏見誌』京都府紀伊郡伏見町役場、

- 一九二三、五一ページ)。
- なお、註①多田著では、亀岡集書会社を京都集書会社の園部分社としているが(九〇ページ)、根拠は示されていない。
- ⑬ 『大典記念南桑教育』(京都府教育会南桑田郡部会、一九一五)二六ページ
- ⑭ 林屋辰三郎・上田正昭編、篠村史編纂委員会、一九六一(臨川書店復刻、一九八七)四一四ページ
- ⑮ 京都府教育会南桑田郡部会、一九二四(臨川書店復刻、一九八五)、三一八ページ
- ⑯ 井川市太郎編、丹波青年社、一九三二、五七七ページ
- ⑰ 三二二ページ
- ⑱ 松井拳堂著、「丹波人物志」「増訂丹波史年表」刊行会、一九六〇(臨川書店復刻、一九八七)、二七三ページ
- ⑲ 京都府教育会南桑田郡部会編、一九二二、一四四ページ
- ⑳ 「京都府教育会南桑田郡部会巡回文庫規程」(註⑬、一二五ページ)。京都府立図書館も、明治三六年に「京都府立京都図書館附属巡回図書閲覧所規程」を定めている(京都府告示第四六三号、一九〇三)。
- ㉑ 『近代日本図書館の歩み 地方編』(日本図書館協会編集発行、一九九二)四七四ページ
- ㉒ 田中礼三家文書C1619。大きさは、六九、七×三六、四cm(亀岡市文化資料館所蔵)。第四五回企画展図録『市史編さんと資料公開 亀山藩主ゆかりの品々と古文書』(亀岡市文化資料館、二〇〇八)に写真が掲載されている。
- ㉓ 振り仮名は省略
- ㉔ 錦正社、一九九三
- ㉕ 目録番号二四九三
- ㉖ 振り仮名は省略。改行は/で示す。
- ㉗ 森銃三ほか編『近世人名録集成』一(勉誠社、一九七六)二〇八ページ
- ㉘ 前註二四二ページ、註⑬二四〇ページ。『南桑田郡誌』は深海姓の人物として、ほかに深海香蘭、また、河原町に隣接する安町在住の深海氏として文旨舎芝蘭を記している(三二二ページ)。北村竜象『丹波誌』(一九二五、

京都府立総合資料館蔵）巻四亀岡町では、安町西岸寺の深海知足の墓誌を紹介し、深海鑑水の祖父かと思われる深海知足が、富裕町人として士分待遇を受けるほどの功績を残したとしている。深海氏の世系等については、なお考究を要する。

- ②9 『丹波人物誌』には、柏原の田氏として、「雪の朝二の字二の字の下駄の跡」の句で有名な田捨女ほかを載せている。
- ③0 『京都書肆変遷史 出版文化の源流 江戸時代（一六〇〇年）〜昭和二〇（一九四五年）』（京都府書店商業組合、一九九四）三〇一ページ
- ③1 目録番号二四九四
- ③2 佐村八郎『増訂国書解題』（六合館、一九二六。東出版、一九九七復刻〈辞典叢書一九〉）一一一三ページ
- ③3 『国書総目録』四（岩波書店、一九六六、一九九〇補訂版）七八八ページ

ジ、八（同、一九七二、一九九〇補訂版）七七二ページ

③4 <http://basel.niji.ac.jp/~tkoten/about.html>

③5 請求記号 特一五八二一

③6 註^{③0}

③7 「紹介 神竜車之図説」（『中央大学論集』一〇、一九八九）。ただし、底本は明示されていない。

③8 『新修亀岡市史』本文編二（二〇〇四）、四三〇ページ。資料編二（二〇〇二）、二九三ページ

③9 『新修亀岡市史』本文編二、八二四ページほか

（京都府立図書館）